



大崎上島町

令和7年12月17日

介護保険居宅介護福祉用具購入費の誤入金について

町では、令和7年度介護保険居宅介護福祉用具購入費(12月5日受領委任払い分)を、振込先登録の誤りにより、別の事業者に誤って入金したことが判明しました。

本件を厳粛に受け止めるとともに、再発防止に向け、より厳正な確認体制を徹底し、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1 経緯等

令和7年12月5日、介護保険居宅介護福祉用具購入費(12月5日受領委任払い分)支給対象事業者から、「振込金額が入金予定額より多い」旨の連絡がありました。

確認をした結果、町の振込先誤りにより、当該連絡を頂いた事業者に対し、誤った入金(29,700円)を行い、本来、支給すべき事業者への振り込みがなされていない状況であることが発覚しました。

このことから、振り込みがなされていない支給対象事業者に対し、説明及び謝罪を行い、支給金の振り込み手続きを進めています。また、誤入金した事業者に対しては、説明及び謝罪を行い、返金の調整を行っています。

現時点では、その他の介護保険居宅介護福祉用具購入費の誤入金はありません。

2 原因

本件は、福祉用具購入費申請書を受領後、その内容を介護保険システムに入力し支給決定通知書の出力を行うとともに、同時に支払事務に必要な「支給決定一覧表」(以下「一覧表」という。)をExcelで別途作成していました。

今回、介護保険システムでは、正しく入力していた内容が、一覧表を作成する際に、事業者を誤り入力していたことや、組織的な確認体制も不十分であったことに起因し、誤入金が生じたものです。

3 再発防止

- ① 一覧表の下部に担当者確認印欄を設け、作成担当者が内容を確認後、押印する。
- ② 一覧表には、受付番号を付し、添付する申請書類等にも受付番号を付し、担当者以外が確認をしやすい形で起案を行う。

- ③ 係員等による複数体制で再確認を実施する。
- ④ 通知書の封入においても、担当者一人で行わず、2名体制で行う。

以上を徹底し、再発防止に努めて参ります。